

# 社会福祉法人五島市社会福祉協議会地域福祉センター荒川温泉管理運営規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、地域福祉センター荒川温泉（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置及び位置)

第2条 健康で明るい生活を送ることができるよう、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの実施のための便宜を図るとともに、五島市民の福祉の向上及び自主活動を促進するため、センターを五島市玉之浦町荒川130番地2に設置する。

## (管理者)

第3条 センターの管理者は、社会福祉法人五島市社会福祉協議会の会長とする。

## (職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 事務職員

## (職務)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 事務職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

## (開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、浴場の利用時間は午後1時から午後6時30分までとする。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

## (休館日)

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要がある

と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、浴場は、毎週水曜日を休業とする。

3 第1項ただし書の規定により臨時に開館し、又は休館しようとするときは、あらかじめセンターにその旨を掲示するものとする。

(利用許可の申請等)

第8条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ地域福祉センター荒川温泉利用許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 多目的ホールを専用に利用しようとする者は、利用日の3月前から3日前までの間に許可申請書を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 浴場を利用しようとする者は、浴場利用券（様式第6号）又は浴場利用回数券（様式第7号）を購入し、利用の際に係員に提示しなければならない。

4 会長は、第1項及び第2項の規定により利用することを許可したときは、地域福祉センター荒川温泉利用許可書（様式第1号。以下「許可書」という。）を交付する。

(特別の設備等)

第9条 多目的ホールの専用利用の許可を受けようとする者は、特別の設備をし、又は備付け以外の機器を持ち込んで利用しようとするときは、その内容を記載した書類を許可申請書に添付しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第10条 センターの利用又は多目的ホールの専用利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第6条第1項又は第2項の利用許可の変更を受けようとするときは、利用日の3日前までに地域福祉センター荒川温泉利用変更申請書（様式第2号）に許可書を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の許可をしたときは、地域福祉センター荒川温泉利用変更許可書（様式第2号。以下「変更許可書」という。）を交付する。
- 3 利用者は、センター又は多目的ホールの利用を取り消そうとするときは、利用日の3日前までに地域福祉センター荒川温泉利用取消申請書（様式第2号）に許可書（変更許可書を含む。）を添付して会長に提出しなければならない。

（利用許可の制限）

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの施設、設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があるとき。

（使用料）

第12条 利用者は、別表第1に定める使用料について利用の許可を受けた際に納付しなければならない。

ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、利用後14日以内に納付することができる。

- 2 浴場の使用料金は、別表第2に定める金額とする。

（使用料の減免）

第13条 会長は、前条第1項の使用料について公益上その他特別の理由があると認めるときは、別表3の左欄に掲げる区分に応じ、その納付すべき使用料の額に同表の右欄に定める率を乗じて得た額（その乗じて得た額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）について使用料を減額し、又は免除することができる。

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、地域福祉センター荒川温泉使用料減免申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 会長は、前項の承認をしたときは、地域福祉センター荒川温泉使用料減免承認書（様式第3号）を交付する。

(使用料の不還付)

第14条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

第15条 前条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、すでに納付された使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額（その乗じて得た額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）について行うものとする。

(1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつた場合 100分の100

(2) 利用者が利用の取消しを届け出た場合

ア 利用日の7日前まで 100分の100

イ 利用日の3日前まで 100分の80

2 使用料の還付を受けようとする者は、地域福祉センター荒川温泉使用料還付申請書（様式第4号、以下「還付申請書」という。）に許可書（変更許可書を含む。）を添付して会長に提出しなければならない。

3 第1項第1号の規定による使用料の還付を受けようとする場合における還付申請書提出期限はセンターを利用することができなかつた日以後7日以内とする。

(遵守事項)

第16条 利用者は、職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) センターの施設、設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失しないこと。

(2) 施設等の利用に当たっては、所定の利用方法に従い、設備等の利用を終了したときは所定の場所に返却すること。

(3) 許可を受けないで施設等に特別の設備をし、又はその原状を変更しないこと。

(4) 利用の許可を受けていない施設等を利用しないこと。

(5) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(6) 許可を受けないで寄附の募集や物品を展示し、若しくは販売し、又は印刷物等を掲示し、若しくは配付しないこと。

(7) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある物品若しくは動物を携行しないこと。

(損害賠償等)

第17条 利用者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに地域福祉センター荒川温泉損傷(滅失)届(様式第5号)を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときはこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、会長が利用者の責めに帰することが出来ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(職員の立入り)

第18条 会長は、センターの管理のため必要があると認めるときは、職員をして利用中の場所に立ち入らせることができる。

2 前項の場合には、利用者は、職員の立入りを拒むことができない。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年11月1日から施行する。

2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

3 この規程は、令和4年10月1日から施行する。(第6条、第7条の条文整理)

別表第1（第12条関係）

センター使用料

区 分	基本使用料	追加使用料	冷暖房使用料	冷暖房追加使用料
多目的ホール	500円	500円	200円	200円
研 修 室	200円	200円	200円	200円

備考1 基本使用料、冷暖房使用料は1時間当たりの額とする。追加使用料は、超過時間1時間ごとに追加する額とする。

2 使用時間が1時間未満であるときは1時間として計算する。

3 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に掲げる使用料の3倍とする。

別表第2（第12条関係）

浴場使用料金

使 用 料 金	備 考
1回 大人300円	荒川町内に居住する者は、100円とする。
	中学生以下の者は、150円とする。ただし、荒川町内に居住する者は、50円とする。
	小学校就学前の児童は無料とする。

浴場使用回数券

区 分	券 種	枚 数	金 額
荒川町内以外の大人	300円券	11枚綴	3,000円
荒川町内以外の中学生以下の者	150円券	11枚綴	1,500円
荒川町内居住の大人	100円券	11枚綴	1,000円
荒川町内居住の中学生以下の者	50円券	11枚綴	500円

別表第3（第13条関係）

減 免 の 要 件		減免の率
1	社会福祉協議会が主催する行事又は福祉関係団体が福祉の向上を目的とする行事に使用する場合	100分の100
2	市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教育活動若しくはその他その目的のために使用する場合	100分の100
3	社会福祉協議会が共催する行事に使用する場合	100分の80
4	市内の官公署、公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする団体がその目的のため直接使用する場合	100分の50
5	その他会長が必要と認める場合	100分の30

備考1 別表第2の浴場使用料金及び浴場使用回数券については、減免しない。

2 福祉関係団体とは社会福祉協議会の会員に加入している団体をいう。